

県外からの出願について Q & A

島根県教育委員会（教育指導課）

※県外募集については「しまね留学公式ホームページ」(<https://shimane-ryugaku.jp/>) もご覧ください。
また、出願手続等の詳細は、選抜実施要綱及び各高校の募集要項を確認してください。

Q：選抜制度にはどのようなものがありますか。

A：特色選抜（1月下旬頃）と一般選抜（3月上旬）による方法があります。

また、3月中旬の合格発表の時点で欠員が生じた学校・学科において、第2次募集を実施します。ただし、第2次募集の出願は、一般選抜で学力検査を受検していることが条件になる場合があります。

Q：保護者が県外に居住している場合の出願の要件はどのようなものがありますか。

A：以下の（1）、（2）のとおりです。（選抜実施要綱の「出願の基本的事項」より）

- （1）保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由のある場合
- （2）県内に居住している確かな身元引受人のある場合

Q：身元引受人とは何ですか。

A：「出願時に県外からの志願者の身元を引き受ける人」のことであり、生徒の身元が確かであることを保証してくれる人のことです。

なお、身元引受人は原則として志願者の親族（祖父母、おじ、おば等）としていますが、当該高等学校長が認めた場合は、親族以外を身元引受人とすることができます。身元引受人による出願を希望される場合は、事前に志願する高校に問い合わせをしてください。

Q：県外から出願する場合の手続きはどのようにすればよいですか。

A：以下のとおりです。（選抜実施要綱の「出願の基本的事項」より）

- 保護者が県内に居住し、県外の中学校等から出願する場合
島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号）を入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して志願先の高等学校長に提出する。
- 保護者が県外に居住し、次の（1）又は（2）に該当する場合
島根県公立高等学校入学志願承認願（様式第10号）に次の書類を添付して、入学願書とともに、出身中学校等の校長を経由して志願先の高等学校長に提出する。
 - （1）保護者の転勤等による一家転住等、正当と認められる理由のある場合
 - ※次の①及び②を様式第10号に添付
 - ①保護者の所属長の証明書又は事情を証明するに足る資料
 - ②島根県内の居住地が分かる資料
 - （2）県内に居住している確かな身元引受人のある場合
 - ＜身元引受人が志願者の親族の場合＞
 - ※次の①～③を様式第10号に添付（①、②の様式については当該高等学校へ問い合わせる）
 - ①身元引受人の承諾証明書（様式自由）
 - ②受検者又は保護者と身元引受人の関係を示す、民生児童委員の証明（様式自由）
又は、その他それを証明する資料（様式自由）
 - ③身元引受人の住民票
 - ＜身元引受人が親族以外で高等学校長が認めた場合＞
 - ※添付書類については当該高等学校に問い合わせること

Q：県外から出願する受検生の合格者の制限はありますか。

A：県外からの出願のうち、身元引受人による出願については、合格者数の上限があります。

松江市内及び出雲市内の高校、分校、定時制課程・・・原則として4名以内

上記以外の高校・・・・・・・・・・・・・・・・各学校において定める（選抜実施要綱参照）

Q：県外から出願する場合、自分が住む都道府県の高校と島根県の高校を併願することができますか。

A：島根県の公立高校に出願する場合は、志願者が在住している都道府県の公立高校に出願していないことが条件となります。県内外の私立高校との併願は、本県の特色選抜の専願制をお守りいただける限り、特に制限はありません。

ただし、在住の都道府県により事情が異なることがありますので、必ず在籍の中学校等、各都道府県教育委員会へご相談ください。いずれの場合でも、在籍中学校等の校長が証明した「島根県公立高等学校入学志願承認願」（様式第10号）を提出する必要があります。

Q：受検料は、いくらですか。

A：2,200円です。島根県の収入証紙をお買い求めいただき、入学願書に貼りつけてください。なお、松江市立皆美が丘女子高等学校を受検する場合は、直接問い合わせて学校の指示に従ってください。

Q：島根県収入証紙はどこで買えるのですか。

A：島根県が指定した島根県内の売りさばき場所で販売しており、県外では販売していません。収入証紙の購入が困難な場合は、島根県収入証紙を貼り付ける代わりに、入学願書にゆうちょ銀行発行の普通為替・定額小為替を添えて提出することができます。その場合は、必ず事前に出願する高校に連絡をしてください。

Q：入学者選抜実施要綱は、どのように入手したらよいですか。

A：島根県教育委員会教育指導課のホームページ（下記参照）で閲覧、ダウンロードすることができます。

https://www.pref.shimane.lg.jp/education/kyoiku/senbatsu/senbatsu_info/

Q：各高校の募集要項は、いつ発表されますか。

A：例年、11月頃です。入学願書・募集要項は、各高校に直接問い合わせて請求するか、各校のホームページからダウンロードしてください。

Q：出願に必要な書類はどうすれば入手できますか。

A：島根県教育委員会教育指導課のホームページから様式をダウンロードして作成してください。県外からの出願の場合、「高校提出書類作成シート」は用いず、電子データ（CD-R）の提出も不要です。

Q：学習成績・特別活動の記録等概要表（様式第5号）で記入できない箇所がある場合はどのようにすればよいですか。

A：記入できない箇所がある場合は斜線を引き、「4 備考」欄にその理由を記載してください。

※その他ご不明な点は、以下の連絡先にお問い合わせください。

島根県教育庁 教育指導課 高等学校教育推進スタッフ 入学者選抜担当

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-6865

FAX 0852-22-6265